

議案第 5 3 号

京丹後市丹後半島森林公園の指定管理施設の一部変更について

次のとおり、京丹後市丹後半島森林公園の指定管理施設の一部を変更したいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

京丹後市長 中 山 泰

公の施設名	公の施設所在地	指定管理者	指定の期間
・京丹後市丹後半島森林公園 ・京丹後市スイス村高原休養センター	京丹後市弥栄町野中 2 5 6 2 番地 京丹後市弥栄町野中 3 2 9 番地	京都府京都市西京区嵐山 宮ノ北町 1 0 番地 1 9 株式会社 エーゲル	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
・京丹後市スイス村体験交流宿泊施設「風のがっこう京都」 ・ゲレンデ広場	京丹後市弥栄町野中 3 2 9 番地の 1 京丹後市弥栄町野中 3 2 8 番地の 1		

を

公の施設名	公の施設所在地	指定管理者	指定の期間
・京丹後市丹後半島森林公園	京丹後市弥栄町野中 2 5 6 2 番地	京都府京都市西京区嵐山 宮ノ北町 1 0 番地 1 9 株式会社 エーゲル	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで
・京丹後市スイス村体験交流宿泊 施設「風のがっこう京都」	京丹後市弥栄町野中 3 2 9 番地の 1		
・ゲレンデ広場	京丹後市弥栄町野中 3 2 8 番地の 1		

に変更する。

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定による議決事件のうち、京丹後市丹後半島森林公園の管理業務を行わせる指定管理施設の一部変更について、議会の議決を求めるものである。

【議会基本条例第8条第1項関係】

政策等の形成過程の説明資料

令和 8 年 3 月 定例会

議案の 件 名	議案第53号 京丹後市丹後半島森林公園の指定管理者の管理施設 の変更について				政策等 の区分	計画 ・ 事業 ・ 条例 その他 ()		
《政策等の概要》			《市民参加の状況》					
京丹後市丹後半島森林公園のうち、スイス村高原休養センターについては、施設の有効活用に向け、民間の利活用を促進するため、施設を廃止する条例の変更を行う。条例の改正に伴い、同施設を指定管理者の管理施設から除外する変更について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。			有 ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。)					
			《財源措置の状況》 (単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入) (単位：千円)					
			総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
			34,703					34,703
《政策等の必要性》			《将来にわたる効果及び経費の状況》					
京丹後市丹後半島森林公園条例の変更に伴い、スイス村高原休養センターが公の施設から除外されることを受け、指定管理者の管理施設を変更する必要が生じたもの。			施設の管理エリアの縮減により、経費節減が図られる。 (利用ニーズの変化により、利用者が減少しているため、大きな影響はない。)					
《提案に至るまでの経緯》			《総合計画等の整合》					
R7.6	指定管理者募集(非公募)		まちづくり 27の施策	21	滞在型観光・スポーツ観光の促進			
R7.11	指定管理者と施設の効率的な運営について協議。 高原休養センターの別の用途での利活用について検討。							
R7.11	指定管理者の指定議案可決。							
R8.1	施設の修繕を行わず、施設を廃止することを指定管理者へ説明。							
R8.2	丹後半島森林公園条例の改正を提案。							
《政策等の実施時期》			○その他の計画(該当する場合のみ)					
令和8年4月から条例改正に伴い、実施する。			計画名称					
			策定年度					
			計画期間					
担当部局		担当課	添付資料(有の場合は、その名称)					
商工観光部		観光振興課	有 無					